官報告示

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年２月21日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 23 年２月 21 日

経済産業大臣　海江田万里

記

１．制定された日本工業規格

住宅用浴室ユニットの省エネルギー性能の算出方法	A1719
土工機械―危険検知装置及び視覚補助装置―性能要求事項及び試験	A8338
空気圧―試験による機器の信頼性評価―第１部：通則	B8672―１
空気圧―試験による機器の信頼性評価―第４部：減圧弁	B8672―４
環境試験方法―電気・電子―第２―14部：温度変化試験方法（試験記号：N）	C60068―２―14
静電気―第３－２部：静電気の影響をシミュレーションする方法―マシンモデル（MM）の静電気放電試験波形	C61340―３－２
一般照明用電球形ＬＥＤランプ（電源電圧50Ｖ超）―安全仕様	C8156
小形固体高分子形燃料電池システムにおけるパワーコンディショナの単独運転検出機能の試験方法	C8827
家庭用ヒートポンプ給湯機	C9220

２．改正された日本工業規格

太陽熱温水器	A4111
太陽集熱器	A4112
太陽蓄熱槽	A4113
温水洗浄便座	A4422
じゃかご	A5513
H形鋼ぐい	A5526
油圧・空気圧システム及び機器―用語	B0142
頭付きスタッド	B1198
油圧用フィルタ性能評価方法―第６部：テストダストを用いたフィルタエレメントの流れ疲労特性試験	B8356―６
油圧―バルブ―流量に対する差圧特性の決定方法	B8386
圧縮空気―第２部：オイルミストの試験方法	B8392―２
環境試験方法―電気・電子―第２―27部：衝撃試験方法（試験記号：Ea）	C60068―２―27
電磁両立性―第３－２部：限度値―高調波電流発生限度値（１相当たりの入力電流が20Ａ以下の機器）	C61000―３－２
一般照明用白熱電球	C7501
白熱電球類の安全仕様―第２部：一般照明用白熱電球と互換性のあるハロゲン電球	C7551―２
白熱電球類の安全仕様―第３部：ハロゲン電球（自動車用を除く）	C7551―３
太陽電池アレイ用支持物設計標準	C8955
住宅用太陽電池アレイ（屋根置き形）の構造系設計及び施工方法	C8956
抵抗溶接装置	C9305
自転車―にぎり	D9413
鉄線	G3532
ひし形金網	G3552
クリンプ金網	G3553
きっ甲金網	G3554
織金網	G3555
耐熱鋼棒及び線材	G4311
耐熱鋼板及び鋼帯	G4312
ばね用ステンレス鋼帯	G4313
ばね鋼鋼材	G4801
ばね用冷間圧延鋼帯	G4802
化学分析方法通則	K0050
排ガス中の硫黄酸化物分析方法	K0103
排ガス中の窒素酸化物分析方法	K0104
ガス用ゴム管	K6348
ガス用強化ゴムホース及びホースアセンブリ	K6351
鉄鉱石焼結鉱―落下強度試験方法	M8711
国名コード	X0304
金属材料引張試験方法	Z2241
薄板金属材料の加工硬化指数試験方法	Z2253

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年２月21日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 23 年２月 21 日

経済産業大臣　海江田万里

記

廃止された日本工業規格

太陽集熱器の集熱性能試験方法	A1425
太陽蓄熱槽の蓄熱性能試験方法	A1426
温水ボイラ用シスターン	A4006
スレート・木毛セメント積層板	A5426
油圧・空気圧システム及び機器―シリンダ―構成要素及び識別記号―第６部：片ロッドシリンダ，16MPa用及び25MPa用丸カバー，フランジ溶接又はねじ込み形取付寸法―許容差	B8366―６
油圧・空気圧システム及び機器―シリンダ―構成要素及び識別記号―第７部：片ロッドシリンダ，16MPa用角カバー，タイロッド締付形取付寸法―ポート径	B8366―７
製めん機部品	B9201
農業機械用リムの輪郭	B9203
環境試験方法（電気・電子）温度変化試験方法	C0025
環境試験方法―電気・電子―バンプ試験方法	C60068―２―29
単相交流式定置形スポット溶接機	C9303
プロジェクション溶接機	C9307
コンデンサ式スポット溶接機	C9321
リベット用丸鋼	G3104
金属材料引張試験片	Z2201

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成21年４月１日付けをもって指名した者（労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度ごとに関係労働者を代表する者各１人及び関係事業主を代表する者各１人）については本年３月31日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 23 年２月 21 日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、次の⑴又は⑵いずれかに該当するものであること。

⑴　労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

⑵　雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。